

# 1. 行政 (1)精神保健福祉センター

## 概要

- 設置主体: 都道府県、指定都市
- 法的根拠: 精神保健福祉法
- 財源: 一般財源+補助金(特定相談)
- 精神保健に関する業務:
  - ・精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための総合技術センター
  - ・主に企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談、組織育成、精神医療審査会の事務、自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定業務などを行う。
- 設置数: 68か所(都道府県: 49、指定都市: 19)〈平成22年4月1日現在〉
- 人員配置: 医師(精神科診療経験を有する者。)、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉相談員、事務職員等 (※入院配置はあくまでも標準的な考え方)

## 相談や訪問支援の仕組み

- ◆相談
    - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難ものを行う。
    - ・相談内容: (一般相談)心の健康相談、精神医療に関する相談、社会復帰相談など  
(特定相談)アルコール、薬物、思春期、認知症に関する相談
    - ・また、「心の健康づくり推進事業」による相談窓口を設置している。
  - ◆訪問
    - ・一部のセンターにおいては、訪問指導や保健所職員等に対する技術指導・援助としての同行訪問を行っている。
- ※利用者の負担は無料である。

10

# 1. 行政 (2)保健所

## 概要

- 設置主体: 都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市、特別区
- 法的根拠(精神保健福祉業務に関するもの): 地域保健法及び精神保健福祉法
- 財源: 一般財源
- 精神保健に関する業務:
  - ・地域精神保健福祉業務(精神保健及び精神障害者福祉の業務)の中心的な行政機関
  - ・主に企画調整、普及啓発、研修、組織育成、相談、訪問指導、社会復帰及び自立と社会参加への支援、入院及び通院医療関係事務、市町村への協力及び連携など、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を実施。
- 設置数: 510か所〈平成21年6月15日現在〉  
(都道府県: 380、指定都市: 59、中核市: 41、保健所政令市: 7、特別区: 23)
- 人員配置: 医師(精神科嘱託医を含む。)、精神保健福祉士、保健師、看護師、臨床心理技術者、作業療法士、医療社会事業員、精神保健福祉相談員、事務職等の必要な職員

## 相談や訪問支援の仕組み

- ◆相談
    - ・本人・家族等に、面接・電話等により、保健師・精神保健福祉士等の専門職が相談を行う。
    - ・医師による相談の時間も設けられていることが多い。
    - ・相談内容: 心の健康相談、診療を受けるにあたっての相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、認知症等
  - ◆訪問
    - ・本人や家族に対して、保健師・精神保健福祉士等の専門職が、居宅を訪問して支援する。
    - ・説明と同意の下に行うことが原則となっているが、危機介入的な訪問等が必要な場合にも行われる。
    - ・相談内容: 医療の継続、受診相談・勧奨、生活指導、社会復帰援助、ひきこもりの相談、家族がかかえる問題等
  - ◆危機介入
    - ・多くの都道府県において、措置通報の受理、措置診察・措置入院の調整や34条移送の審査・実務を担当している。
- ※利用者の負担は無料である。

11

# 保健所が受ける困難事例の内訳

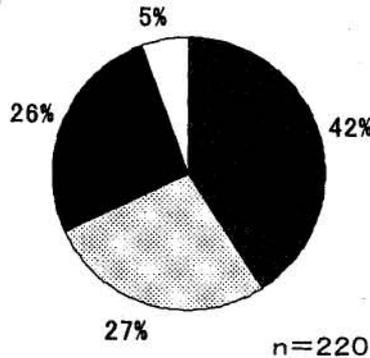
## 保健所が市町村から受ける相談の内容 (複数回答あり)

- 困難事例の解決 (99.5%)
- 入院への対応 (89.1%)
- 退院後の対応 (62.5%)
- 家族へのサポート (60.4%)
- 講演会等の普及啓発 (42.2%)

## 保健所が医療機関等から受ける相談の内容 (複数回答あり)

- 退院後の対応 (89.6%)
- 困難事例の解決 (84.4%)
- 入院への対応 (76.6%)
- 家族へのサポート (58.9%)

## 保健所全体で受ける 困難事例の内訳



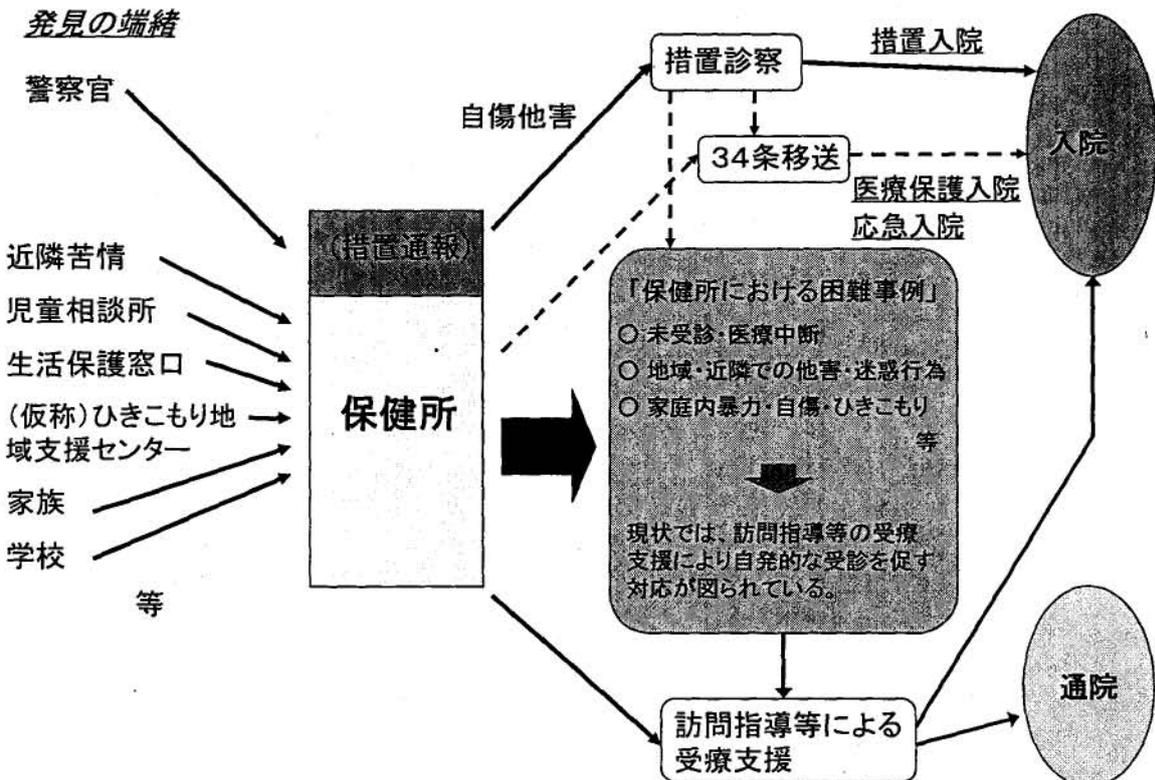
※ 最近3か月で遭遇した困難・多問題事例について、記述を求めたもの。

- 地域・近隣での他害・迷惑行為
- ▨ 医療の継続性、医療中断、受診行動
- 家族内暴力・自傷・ひきこもり
- 金銭管理等日常生活支援

平成19年度厚生労働科学研究  
障害者自立支援法を踏まえた精神保健福祉センター、保健所の役割と機能強化についての精神保健福祉施策研究  
障害者自立支援法と精神保健福祉活動への取組実態調査  
分担研究者 坪倉繁美

# 地域精神保健における危機介入・支援体制の現状

「危機介入」とは、ここでは、精神疾患により発生する危機的状態や重大な困難について、強制力を用いる方法だけでなく、様々な援助手法で解決・支援することを意味している。(「危機解決 crisis resolution」等の用語が用いられることもある。)

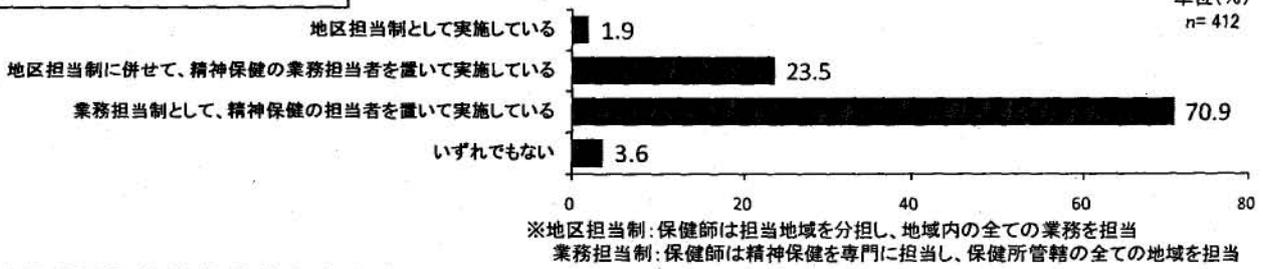


# 「保健所の精神保健業務の状況」

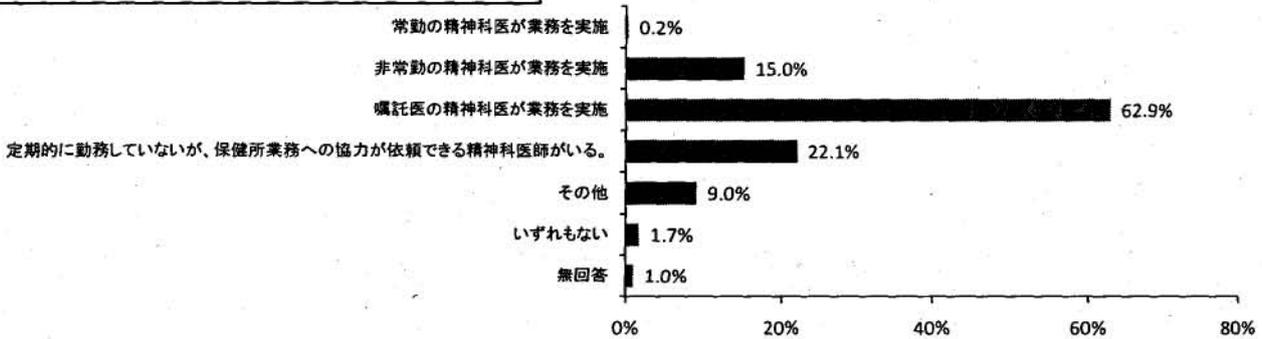
## 1) 保健所の精神保健業務体制 ※平成22年1月現在

- ・保健所の多くは、「業務担当制」として、精神保健を担当する保健師を配置している。
- ・保健所の多くは、嘱託医の精神科医師を配置して業務を実施している。

### 保健師等の業務担当状況



### 精神科医師の業務実施状況 (複数回答)



出典: 平成21年度地域保健総合推進事業「保健所の有する機能、健康課題に対する役割に関する研究」財団法人日本公衆衛生協会(分担事業者: 荒田吉彦)4

- ・保健所においては、主に保健師が精神保健業務を担当し、精神保健福祉士や福祉職も配置されている。
- ・専門職一人当たりが担当する人口は、地域担当制で平均4万人、業務担当制で平均8.4万人である。

### 精神保健を担当する専門職員の配置状況

#### 【地域担当制の場合】

##### 保健所の職員配置 (平均)

※常勤換算 単位(人)	合計	型 都道府県	都市 政令指定	保健所 中核市 政	特別区
①保健師	10.7	5.9	10.5	12.6	31.7
①のうち精神保健福祉士	1.4	0.9	0.4	1.5	5.3
②福祉職	0.4	0.1	0.8	0.9	0.0
③その他	0.7	0.3	0.7	0.3	3.3

##### 専門職1人当たりが担当する人口 (平均) (単位: 万人)

	合計	都道府県型	政令指定都市	中核市・保健 所政令市	特別区
専門職1人当たり が担当する人口	4.0	4.3	4.2	5.0	1.1

#### 【業務担当制の場合】

##### 精神保健担当の職員配置 (平均)

単位(人) ※常勤換算	合計	型 都道府県	都市 政令指定	保健所 中核市 政	特別区
①保健師	2.4	2.2	2.2	4.0	3.4
①のうち精神保健福祉士	0.4	0.4	0.2	0.3	1.2
②福祉職	0.6	0.4	1.6	1.2	0.0
③その他	0.9	0.9	1.3	0.9	0.9

##### 専門職1人当たりが担当する人口 (平均) (単位: 万人)

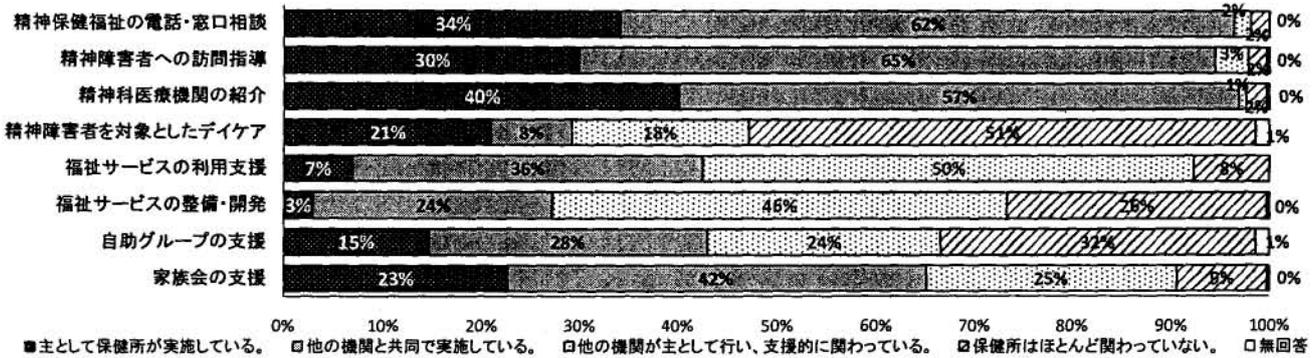
	合計	都道府県型	政令指定都市	中核市・保健 所政令市	特別区
専門職1人当たり が担当する人口	8.4	8.2	8.2	8.4	22.0

出典: 平成21年度地域保健総合推進事業「保健所の有する機能、健康課題に対する役割に関する研究」財団法人日本公衆衛生協会(分担事業者: 荒田吉彦)15

## 2) 保健所管内における精神保健医療福祉の状況(平成21年度)

・保健所においては、相談・訪問指導や医療機関の紹介が広く行われている。  
 ・保健所以外にも、市町村、相談支援事業所、地域活動支援センター等、多様な支援機関が機能してきている。

### ① 保健所及び管内における精神保健福祉業務の実施状況 n=412



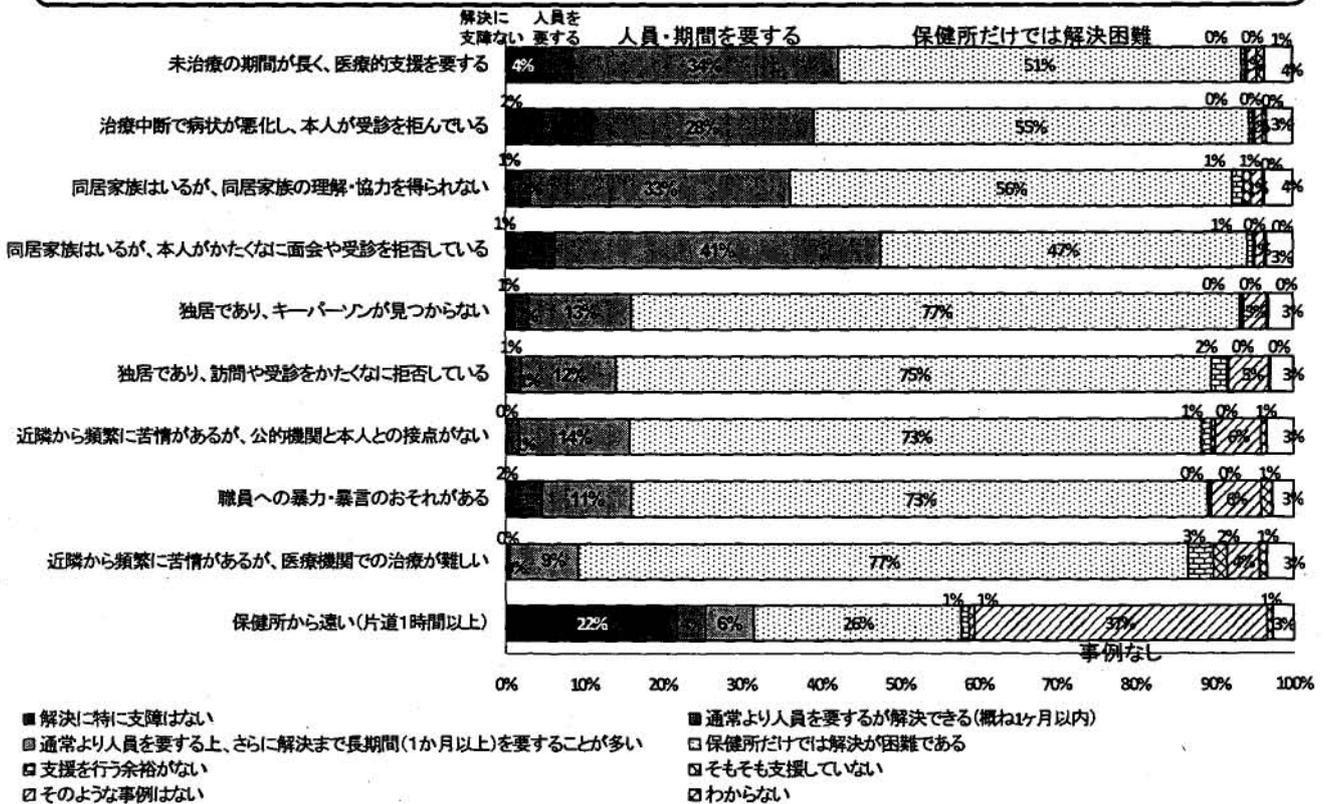
### ② 管内における保健所以外の実施機関(複数回答) ※①で「主として保健所が実施している」以外の場合の管内実施機関 単位(%)

	本庁	市町村 (保健センターを含む)	精神保健福祉センター	地域活動支援センター	相談支援事業所	A～E以外の機関	実施機関はない
精神保健福祉の電話・窓口相談	9.9	89.0	34.9	57.4	76.8	13.2	0.0
精神障害者への訪問指導	2.1	93.1	5.6	33.7	56.6	6.9	0.0
精神科医療機関の紹介	6.9	91.5	29.7	40.2	62.6	11.8	0.0
精神障害者を対象としたデイケア	0.6	44.7	12.8	19.1	8.1	20.6	22.5
福祉サービスの利用支援	6.3	85.9	7.3	50.0	73.4	14.6	0.0
福祉サービスの整備・開発	21.1	75.4	8.3	27.1	36.8	12.3	3.5
自助グループの支援	3.5	44.2	20.2	37.0	23.7	26.3	11.0
家族会の支援	6.3	68.2	16.0	29.9	22.0	23.3	3.1

出典：平成21年度地域保健総合推進事業「保健所の有する機能、健康課題に対する役割に関する研究」財団法人日本公衆衛生協会(分担事業者：荒田吉彦)16

## 3) 複雑困難事例に対する解決の難しさの程度

・独居や関わりが困難なケースなどは、保健所だけで解決することが難しい。



出典：平成21年度地域保健総合推進事業「保健所の有する機能、健康課題に対する役割に関する研究」財団法人日本公衆衛生協会(分担事業者：荒田吉彦)17